

新型コロナウイルスに便乗した トラブルにはご注意ください！

新型コロナウイルスの感染防止対策として政府が実施している、マスクの全戸配付に便乗した相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

●相談事例

- 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で届いた。家族に聞いても誰も注文していなかった。
- 保健所を名乗るものから「マスクが1世帯2枚配布されますが、ご家族は何人ですか？明日、直接お届けします。」という電話があった。
- 市役所の職員を名乗って「市民に助成金を配ることになったので、キャッシュカードの番号をまたは、銀行名、口座番号を教えてください。」という電話がかかってきた。

●アドバイス

- 政府が1世帯2枚ずつ配布する布マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んだ状態で、日本郵便の全住所配付システムを活用してポストに投函されます。感染者数の多い都道府県から順次配送を開始し、5月中には全都道府県の配送が完了する予定です。
- マスクに限らず、身に覚えがない商品が届いても慌てて業者に連絡しないようにしましょう。
- 商品の購入申し込みをしていなければ売買契約は成立していませんので、お金を払う必要も、連絡する必要もありません。商品が届いてから14日間、使用しないで保管した後は自由に処分してかまいません。業者による引取りに応じる必要もありません。
- 市町の職員が電話やメールで個人情報や口座情報など問い合わせることはありません。こうした電話はすぐに切り、メールは無視しましょう。
- 困ったことやトラブルが生じた場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター	Tel 089-925-3700
消費者ホットライン	Tel 188 (いやや!)
町民課環境対策室	Tel 38-2653
瀬戸支所地域住民室	Tel 52-0112
三崎支所地域住民室	Tel 54-1111

